

特養しおかせ利用料金表 (重要事項説明書付属文書)

適用 2024年10月1日より

基礎単位

単位数

1	施設サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護1	670 /日
		要介護2	740 /日
		要介護3	815 /日
		要介護4	886 /日
		要介護5	955 /日

常時加算

単位数

2	日常生活継続支援加算2	46 /日	介護福祉士の有資格者が一定数以上かつ新規利用者の一定数が認知症高齢者、重度者である場合
3	看護体制加算Ⅰ口	4 /日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
4	夜勤職員配置加算Ⅱ口	18 /日	夜間の時間帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合
5	個別機能訓練加算Ⅰ	12 /日	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、個々に個別機能訓練計画を作成し、実施した場合
6	栄養マネジメント強化加算	11 /日	管理栄養士を基準数以上配置し、個々の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。その情報を厚労省に提出し、なおかつ必要な情報を活用している場合
7	個別機能訓練加算Ⅱ	20 /月	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、なおかつ必要な情報を活用している場合
8	個別機能訓練加算Ⅲ	20 /月	個別機能訓練計の内容、口腔の健康状態、栄養状態を相互に共有し、必要に応じて見直ししている場合
9	口腔衛生管理加算Ⅱ	110 /月	口腔衛生等の計画の内容等を厚生労働省に提出し、なおかつ必要な情報を活用している場合
10	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 /月	褥瘡の発生に係るリスクを入所時に評価し、3ヶ月に1回以上評価を実施。褥瘡の発生に係るリスクがある方に対し、多職種協働で褥瘡ケア計画を作成、実施。3ヶ月に1回以上計画の見直しを行い、かつ厚生労働省に評価と結果を報告している場合
11	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 /月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況、その他心身の等の基本的な情報を厚労省に提出し、サービス計画見直しに必要な情報を活用している場合
12	協力医療機関連携加算	100 /月	協力医療機関と連携体制を図るため、入居者等の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催し、必要時の診療や入院の受入れ体制を確保している場合
13	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 /月	新興感染症発生時に協力医療機関と感染者の診療等の連携体制を図るとともに感染対策に関する研修や訓練に参加している場合
14	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 /月	協力医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に関する実地指導を受けている場合
15	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 14.0% /月	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのもの

要件該当時に加算		単位数	要件
16	若年性認知症入所者受入加算	120 / 日	入居者が40歳から65歳の誕生日の前々日まで。担当介護職員を定め対応した場
17	福祉施設外泊時費用	246 / 日	入院・外泊した次の日より6日を限度。(ただし、月をまたぐ場合には最大12日)
18	初期加算	30 / 日	入所日から30日を限度。30日を超える入院後に再入所の場合も同様
19	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 / 月	褥瘡のリスクがある入居者に対して、予防対策を行い褥瘡の発生がない場合
20	看取り介護加算Ⅰ 1	72 / 日	死亡日以前の31日以上45日以下において
21	看取り介護加算Ⅰ 2	144 / 日	死亡日以前の4日以前30日以下において
22	看取り介護加算Ⅰ 3	680 / 日	死亡日以前の前日及び前々日において
23	看取り介護加算Ⅰ 4	1,280 / 月	死亡日において
24	退所時情報提供加算	250 / 回	医療機関等への入院時、入居者の心身の状況、生活歴等の情報提供を行う場合

その他の介護保険外の料金		単価	
25	食費	1,445 / 日	負担限度額認定証を持たれている場合にはその金額を適用
26	居住費	2,066 / 日	負担限度額認定証を持たれている場合にはその金額を適用
27	日常生活用品費	実費	個人で使う消耗品を施設が代行して購入した場合
28	教養娯楽費	無料	しおかせにて用意したものは無料。ただし、個人の選定によるものは実費
29	オシメ代	無料	ただし、施設外(自宅外泊時等)で使われる場合においては実費
30	洗濯代	無料	ただし、外部クリーニング業者を利用される場合には実費
31	金銭出納管理	無料	しおかせ入居者預り金管理規定に基づき依頼のあった場合。
32	特別な食事	実費	利用者の希望による食事等を提供した場合。
33	理美容代	実費	利用された理美容業者の設定による。
34	入院時居住費	2,066 / 日	入院期間中の居室代。入院・外泊の翌日より。ただし、福祉施設外泊時費用算定時においては、負担限度額認定証の居住費が適用される。
35	その他の費用	実費	日常生活において個人負担が適当であると認められる費用

1ヶ月あたりの金額(目安)

1ヶ月31日として、かつ要件のある加算に該当しない場合

介護保険適用	(固定単位計)	(割合単位計)	介護サービス費合計	食費居住費	総合計
要介護1	23,919	3,348	27,267	108,841	136,108
要介護2	26,089	3,652	29,741	108,841	138,582
要介護3	28,414	3,977	32,391	108,841	141,232
要介護4	30,615	4,286	34,901	108,841	143,742
要介護5	32,754	4,585	37,339	108,841	146,180

※ 上記までの単位について1割の方は円に読み替え、また負担割合が2割・3割の方はそれぞれの数値を2倍・3倍として円に読み替えてください。

※ 端数処理の関係上、若干の誤差が発生する場合があります。

※ サービス利用契約書第9条に基づき、介護保険制度及び諸制度の変更により利用料等が変更になる場合があります。